

群馬県指定農薬

群馬県指定農薬流通対策事業実施要綱第2の1に基づく群馬県指定農薬は次のとおりとする。(令和5年1月13日現在)

1 重点指導農薬

(1) 重点指導農薬の種類

本県内における使用量が比較的多い農薬であって、危被害の未然防止と適正な取扱い等について重点指導を要する次の農薬とする。

【人畜に対して特異な毒性を有する農薬】

- ① クロルピクリンを含む製剤
- ② メソミルを含む製剤
- ③ パラコートを含む製剤

(2) 重点指導農薬

重点指導農薬は次のとおりとする。なお、農薬の使用にあたっては、ラベルに記載されている使用方法や使用上の注意事項を遵守し適正に取り扱うこととし、農薬の飛散により住民や周辺作物に被害を及ぼすことのないよう十分注意する。

また、事故防止のため、保管の際は必ず鍵のかかる農薬保管庫等に保管する。

主 な 商 品 名	重 点 注 意 事 項
○クロルピクリンくん蒸剤 クロルピクリン錠剤、ドクロロール、 ドジョウピクリン、クロピク80	1. 作業時には保護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、防除衣を必ず着用する。 2. 注入作業は、午前中か夕方の気温が低い時に風下から風上に向かって行い、 一時に広範囲の使用は避けるようにする。 3. 注入が終わったら、必ずポリエチレンフィルムなどのシートで地表面を被覆する。 4. 被覆を除去する際には、くん蒸期間を正しく守り風下から行う。 5. 空き缶は周囲に影響を及ぼさない場所で適切に処理する。 6. 被覆は厚さ 0.03mm 以上のシートを使用するよう努めるものとし、特に住宅地お よび畜舎周辺ほ場では全面被覆を行うことにより、危被害防止に十分配慮する ものとする。
○メソミル水和剤、粉粒剤 ランネット45DF、ランネット微粒剤F 等	1. 作業時には保護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、防除衣を必ず着用する。 2. 長時間作業や疲労時の散布は避けるようにする。 3. 施設内など噴霧のこもりやすい場所では散布しない。 4. 施設内での灌注処理は、出入り口、天窓、側窓等を開け、適宜、通気を確保し て作業を行う。 5. 胸の高さ以下の作物に対して下に向けて散布することとし、作物が胸の高さを 超える場合は絶対に散布しない。
○パラコート液剤 ブリグロックSL等	1. 作業時には保護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、防除衣を必ず着用する。 2. 風向きに注意して低圧散布し、他の作物にかからないよう注意する。

2 抑制指導農薬

(1) 抑制指導農薬の種類

本県内における養蚕・養魚環境等の特殊事情から、流通使用について抑制指導を要する次の農薬とする。

【蚕に対して特異な毒性を有する農薬】

- ① ネライストキシシン系製剤
- ② 合成ピレスロイド系製剤
- ③ 昆虫成長制御剤のうちジフルベンズロン剤、クロルフルアズロン剤、テフルベンズロン剤、テブフェノジド剤、ルフェヌロン剤、
クロマフェノジド剤、フルフェノクスロン剤、ピリプロキシフェン剤、ノバルロン剤、メキシフェノジド剤
- ④ 有機リン系殺虫剤のうちピラクロホス剤、プロフェノホス剤
- ⑤ カーバメート系殺虫剤のうちチオジカルブ剤
- ⑥ マクロライド系製剤のうちエマメクチン安息香酸塩剤、ミルベメクチン剤、レピメクチン剤(乳剤を除く)、スピノサド剤、アバメク
チン剤
- ⑦ ネオニコチノイド系製剤のうちアセタミプリド剤、チアクロプリド剤、チアメキサム剤、ジノテフラン剤、クロチアニジン剤
- ⑧ ピリミジフェンを含む製剤
- ⑨ オキサゾリン系製剤
- ⑩ 微生物殺虫剤のうちBT生菌を含む製剤(蚕を含めた鱗翅目昆虫に対して特異的に殺虫力をもつ製剤である)
- ⑪ Naチャンネル阻害剤
- ⑫ トルフェンピラド系製剤
- ⑬ ジアミド系製剤
- ⑭ イソオキサゾリン系製剤のうちフルキサメタミドを含む製剤
- ⑮ フロメキンを含む製剤
- ⑯ メタジアミド系製剤のうちブロフラニドを含む製剤

【魚介類等に対して特異な毒性を有する農薬】

- ① シマジン剤(水質汚濁性農薬である)
- ② モリネットを含む製剤(コイに対し慢性毒性がある製剤である)

ラノーテープの使用方法和注意点

ラノーテープは、昆虫成長制御剤(IGR)剤のピリプロキシフェンを含有する黄色テープである。黄色に誘引されテープに接触したコナジラミ類が産んだ卵はふ化が阻害され、その結果、コナジラミ類の増殖が制御される。

本剤は、蚕に対して強毒性農薬であるため、使用に関しては細心の注意が必要である。

(1) 適用作物及び使用量

ラノーテープの登録適用作物は野菜類(施設野菜)等であるが、本県では養蚕環境等の事情や使用後の全量回収の徹底を図る目的から、当面の間、下記対象作物に限定して使用することを可能とする。

- 適用作物 施設トマト、施設ミニトマト、施設イチゴ、施設ナス
- 適用病害虫 コナジラミ類
- 使用量 10～50㎡/10a

(2) 使用方法

作物の定植直後、コナジラミ類の発生初期に、1畝あたり1本のテープを設置する。畝上、作物の直上部に横断幕のように設置し、生長にあわせて高さを変える。なお花粉媒介昆虫(マルハナバチ、ミツバチ)や各種天敵(オンシツツヤコバチ、チリカブリダニ等)には影響しない。

(3) 使用上の注意点

- ①蚕毒性が特に強い製剤である。
- ②使用済みテープ(巻き芯、空き袋、設置に使用した手袋等も含む)の焼却は、有効成分が気化して飛散し、蚕毒事故の危険があるため焼却禁止を厳守し、所定の回収方法に従って全量回収する。
- ③施設外での使用を禁止する。
- ④養蚕または桑生産を行っている農家は使用しない。
- ⑤石灰硫黄合剤、ボルドー液等のアルカリ性農薬をテープに直接散布しない。

(4) 使用者の責務

ラノーテープを使用する使用者(生産者)は、蚕毒事故を未然防止するために、上記の使用上の注意点等を厳守し、安全かつ適正に使用することを責務とする。

(5) 販売者の責務

ラノーテープを販売する販売者(農協)は、使用者に対して、蚕毒事故を未然防止するために、上記の使用上の注意点等を厳守し、安全かつ適正に使用することを指導する。また販売した使用済みテープ等は、全量回収することを責務とする。

(6) 抑制指導地域内でのラノーテープの使用

ラノーテープは、その施用方法(非散布型施用)及び有効成分の物理化学的性状から、適切な使用・管理が厳守されていれば周辺への有効成分の拡散は考えにくい。このことから、他の抑制指導農薬(散布剤等)とは区別して、ラノーテープを別紙「抑制指導地域内でのラノーテープの使用について」に従って使用する場合に限り、抑制指導地域内での使用を可能とする。

※抑制指導地域内でラノーテープの使用に起因した蚕毒事故が発生した場合、安全確保対策が確立されるまでの間、当該事故発生地域における本剤の使用を控えるよう指導する。

モリネート剤の使用規制地区について

農協名	市町村名		規制の有無			使用禁止地区(農協支所)	
	現	旧	規制無	全面規制	部分規制		
赤城橋	渋川市	勢多郡北橋村	○				
		勢多郡赤城村	○				
前橋市	前橋市	勢多郡富士見村	○				
		勢多郡宮城村		○			
		勢多郡粕川村		○			
		勢多郡大胡町			○		
		前橋市				○	荒砥・柱萱・芳賀・南橋・木瀬
佐波伊勢崎	佐波郡玉村町		○				
	伊勢崎市	佐波郡赤堀町		○			
		佐波郡境町			○		
		佐波郡東村			○		
		伊勢崎市			○		
高崎市	高崎市	高崎市			○	長野	
はぐくみ	高崎市	群馬郡榛名町	○				
		群馬郡倉淵村	○				
		群馬郡箕郷町	○				
		群馬郡群馬町	○				
多野藤岡	高崎市	多野郡吉井町		○			
	多野郡神流町		○				
	高崎市	多野郡新町	○				
	藤岡市	多野郡鬼石町	○				
		藤岡市			○		
上野村	多野郡上野村		○				
甘楽富岡	甘楽郡甘楽町		○				
	甘楽郡下仁田町		○				
	甘楽郡南牧村		○				
	富岡市	甘楽郡妙義町	○				
		富岡市		○			
碓氷安中	安中市	碓氷郡松井田町	○				
		安中市		○			
北群渋川	北群馬郡榛東村		○				
	北群馬郡吉岡町			○			
	渋川市	北群馬郡子持村	○				
		北群馬郡小野上村	○				
		北群馬郡伊香保町	○				
渋川市			○				
あがつま	吾妻郡長野原町		○				
	吾妻郡草津町		○				
	吾妻郡中之条町	吾妻郡六合村	○				
		吾妻郡中之条町	○				
	吾妻郡高山村		○				
	吾妻郡東吾妻町	吾妻郡吾妻町	○				
		吾妻郡東村	○				
嬭恋村	吾妻郡嬭恋村		○				
利根沼田	利根郡みなかみ町	利根郡月夜野町	○				
		利根郡水上町	○				
		利根郡新治村	○				
	利根郡川場村		○				
		利根郡昭和村		○			
	沼田市	利根郡白沢村	○				
		利根郡利根村	○				
		沼田市		○			
	利根郡片品村		○				

農協名	市町村名		規制の有無			使用禁止地区(農協支所)
	現	旧	規制 無	全面 規制	部分 規制	
太田市	太田市	太田市	○			
		新田郡藪塚本町	○			
にったみどり	太田市	新田郡新田町	○			
		新田郡尾島町	○			
	桐生市	勢多郡新里村		○		
		勢多郡黒保根村	○			
	みどり市	桐生市	○			
		勢多郡東村	○			
		新田郡笠懸町	○			
		山田郡大間々町	○			
邑楽館林	邑楽郡板倉町		○			
	邑楽郡大泉町		○			
	邑楽郡邑楽町		○			
	邑楽郡千代田町		○			
	邑楽郡明和町		○			
	館林市		○			